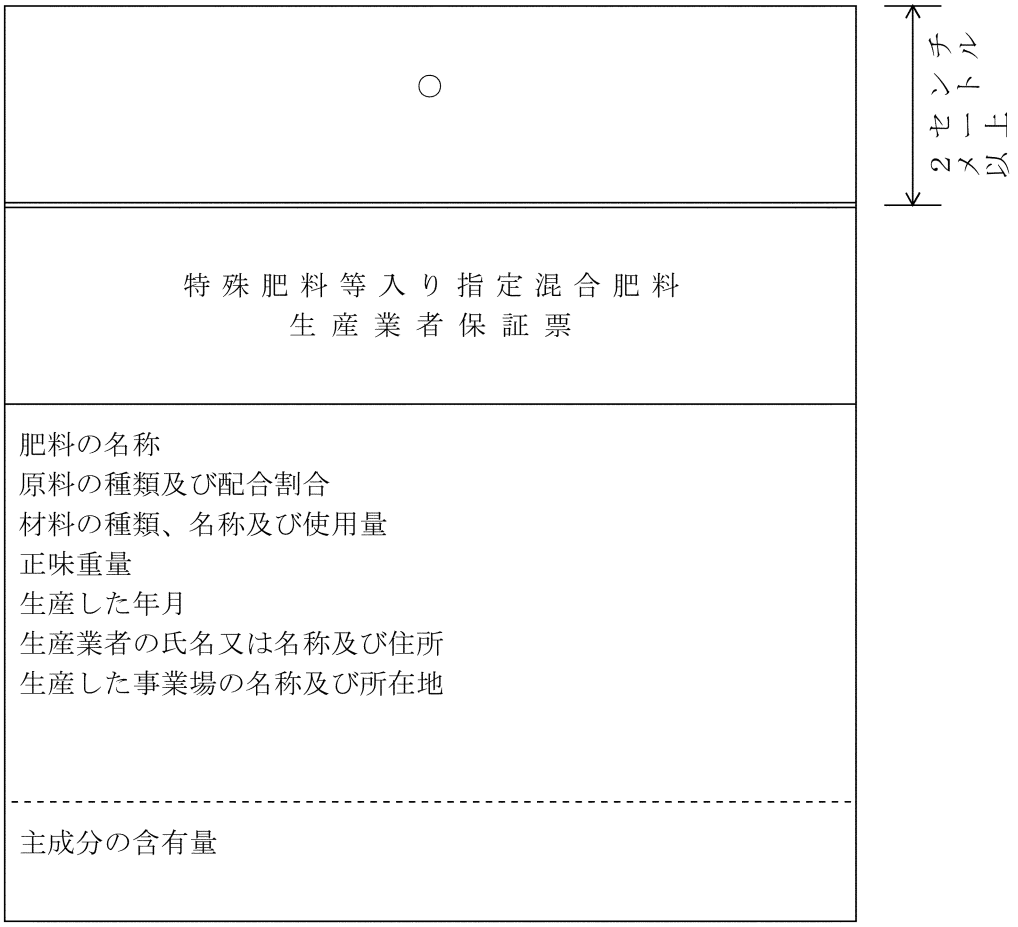
（へ）第11条第９項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料の場合



備考

１　（イ）の備考第１号から第６号まで及び第８号から第10号までの規定は、特殊肥料等入り指定混合肥料の場合における生産業者保証票について準用する。この場合において、（イ）の備考第８号及び第９号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。

２　主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。